



# 青森県報

第二千百六十六号

平成十五年四月二十八日(月曜日)

右 同……………(むつ県土) 整備事務所 ……七

## 規 則

青森県健康増進法施行細則をここに公布する。

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五十二号

青森県健康増進法施行細則

(趣旨)

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三号。以下「法」という。)の施行については、健康増進法施行令(平成十四年政令第百六十一号)及び健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第百八十六号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書類の様式)

第二条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

一 法第二十条第一項の規定による特定給食施設設置届出書 第一号様式

二 法第二十条第二項の規定による特定給食施設設置届出事項変更届出書 第二号様式

三 法第二十条第二項の規定による事業休止(廃止)届出書 第三号様式

## 目 次

青森県健康増進法施行細則……………	(健康医療課) ……一
青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………	(建築住宅課) ……四
公告 示	
保安林の指定……………	(林政課) ……四
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了……………	(道路課) ……四
了……………	(経理課) ……四
証紙売りさばき人の指定……………	
公告 告	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(総務学事課) ……五
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(文化・スポーツ振興課) ……五
出先機関	
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(東地方農林水産事務所) ……五
右 同……………	(三戸地方農林水産事務所) ……六
土地改良事業の工事の完了……………	(北地方農林水産事務所) ……七
道路の位置の指定……………	(十和田県土整備事務所) ……七

(書類の經由)

第三条 前条各号に掲げる届出書は、当該施設の所在地を管轄する健康福祉センター所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

特定給食施設設置届出書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
(電話番号)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり特定給食施設を設置したので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 給食施設の名称及び所在地
- 2 給食施設の種類の種類
- 3 給食の開始年月日又は開始予定年月日  
年 月 日 (開始、予定)
- 4 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数

朝 食	昼 食	夕 食	間 食	合 計
食	食	食	食	食

- 5 管理栄養士及び栄養士の員数  
管理栄養士 人  
栄養士 人

注1 給食施設の種類は、学校、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、矯正施設、寄宿舎、事業所、一般給食センター等の別を記入してください。

- 2 給食の開始年月日又は開始予定年月日は、該当するものを で囲んでください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第2条関係)

特定給食施設設置届出事項変更届出書

年 月 日

青森県知事 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
(電話番号)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり変更したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 給食施設の名称及び所在地
- 2 変更事項  
変更前  
変更後
- 3 変更年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第3号様式 (第2条関係)

事業休止 (廃止) 届出書

年 月 日

青森県知事 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
(電話番号)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり事業を休止 (廃止) したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 給食施設の名称及び所在地
- 2 休止 (廃止) の年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木村守男

青森県規則第五十三号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表白銀台団地の項中「百九十七戸」を「二百二戸」に改める。

附則

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

告 示

青森県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木村守男

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字湯浦淵二九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（二）「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第三百十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木村守男

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
九艘泊源藤城線	下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国有林二八三林班ぬ <sup>2</sup> 小班から下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国有林二八三林班る <sup>1</sup> 小班まで	改築（道路改良）	平成 一五・三・三

青森県告示第三百十二号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木村守男

一 売りさばき人の住所及び名称

むつ市柳町一丁目七の一九

有限会社ぎよれん

- 二 指定年月日  
平成十五年四月二十八日
- 三 売りさばき場所  
むつ市柳町一丁目七の一九

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 特定役務の名称及び数量  
県庁舎清掃作業委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部総務学事課  
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十五年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社東北ダイケン  
宮城県仙台市青葉区中央四丁目六の一
- 六 契約金額  
三千三百六十万円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

方としたものである。

- 八 入札の公告を行った日  
平成十五年二月十二日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年四月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 申請のあつた年月日  
平成十五年四月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人エヌピーオーときわサポート
- 三 代表者の氏名  
葛西 諭
- 四 主たる事務所の所在地  
南津軽郡常盤村大字若松字早稲田四三の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や障害者が安心して住めるまちづくりを推進するもので、一人で歩行困難な方の地域社会での生活を支援し、常盤村の福祉の向上と豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平舘村土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年四月二十八日

東地方農林水産事務所長 小野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	木村 章	東津軽郡平館村大字野田字鳴川二七	平成 一五・四・八就任
	田村 力	大字石崎字石崎沢一〇	"
	前田 清秀	大字野田字鳴川一三〇	"
	藤田 文夫	字山下八九の	"
	若佐 勉	大字根岸字湯の沢二二	"
	木村 梅吉	大字野田字山下二〇二	"
	高坂 英男	大字平館字後田五〇	"
	米谷 弘文	字門の沢八八	"
	福井 敏行	大字野田字鳴川二三一	"
	鷲尾 二三夫	七四の	"
	木村 克義	"	"
監事	米谷 茂樹	大字根岸字山居八二	"
	小鹿三左工門	大字石崎字弥蔵釜六九	"
	前田 淳	大字根岸字小川六六	"
	藤田 進	大字野田字山下八九の	"
	木村 章	字鳴川二七	一五・四・七退任
	田村 力	大字石崎字石崎沢一〇	"
	藤田 文夫	大字野田字山下八九の	"
	前田 清秀	字鳴川一三〇	"
	福井 敏行	大字平館字門の沢八八	"
	若佐 勉	大字根岸字湯の沢二二	"
	米谷 弘文	大字平館字後田四一	"
	木村 梅吉	大字野田字山下二〇二	"

監 事	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
	木村 克義	字鳴川七四の	"
	米谷 茂樹	大字根岸字山居八二	"
	高坂 英男	大字平館字後田五〇	"
	鷲尾 二三夫	大字野田字鳴川二三一	"
	小鹿三左工門	大字石崎字弥蔵釜六九	"
	前田 淳	大字根岸字小川六六	"
	藤田 進	大字野田字山下八九の	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、館土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年四月二十八日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	宮沢 劭	八戸市大字八幡字林崎一〇の一	平成 一五・四・一就任
	木幡 正男	大字田面木字上田面木四六	"
	清川 国太郎	大字尻内町字表河原一七の一	"
	斉藤 匡己	大字田面木字上田面木九六	"
	小笠原 武治	大字尻内町字尻内五六	"
	伊藤 強	大字榊引字榊引六四	"
	田中 卯之松	大字田面木字上田面木一一	"
	松田 鐵雄	大字八幡字鵜対一〇の一	"
	三浦助右工門	大字榊引字榊引一五	"
	川村 文雄	大字八幡字五日町三六の四	"
	菅田 正明	字八幡丁一〇の一	"

監事	赤坂 文夫	大字田面木字下田面木一八	"
"	山田 文隆	大字坂牛字坂牛一	"
"	松田 善治	大字八幡字鵜対三	"
"	高坂 清治	" 字下陣屋四一	"
"	田向 涉	大字田面木字前田表一八の八	"
理事	宮沢 劭	大字八幡字林崎一〇の一	一五・三三退任
"	館前 勝規	" 字八幡丁二三の二	"
"	清川 国太郎	大字尻内町字表河原一七の一	"
"	山道 定吉	大字田面木字赤坂一一	"
"	斉藤 匡己	" 字上田面木九六	"
"	山道 岩雄	大字八幡字林崎三の一	"
"	木幡 正男	大字田面木字上田面木四六	"
"	小笠原 武治	大字尻内町字尻内五六	"
"	伊藤 強	大字櫛引字櫛引六四	"
"	松田 鐵雄	大字八幡字鵜対一〇の一	"
"	山田 勘之丈	大字坂牛字坂牛三七	"
"	三浦助右衛門	大字櫛引字櫛引一五	"
"	田中 卯之松	大字田面木字上田面木一一	"
"	松田 善治	大字八幡字鵜対三	"
"	高坂 清治	" 字下陣屋四一	"
"	斎藤 幸八	大字田面木字山道下三の三	"

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十五年四月二十八日

北地方農林水産事務所長 斉 藤 剛

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農業用施設災害復旧事業二九一〇二	五所川原市	平成一五・三・二九

十四年災農地災害復旧事業	三一三	"	一五・三・三
"	三一〇七	"	一五・二・二五
"	三一〇四	"	一五・三・一九
"	三一〇二	金 木 町	一五・三・四

十和田県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年四月二十八日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市東一番町九の二 三二	五〇・九〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一五・四・二

むつ県土整備事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年四月二十八日

むつ県土整備事務所長 竹 内 由 昭

びむつ市仲町一四六の一及 一四六の三〇	位 置
ル七九・七〇メートル	延 長
六・〇三メートル	幅 員
平成 一五・ 四・ 二五	指 定 年 月 日

青 森 県	発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号
青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭